

信州やまなみ国スポ伊那市案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、伊那ニッパツスタジアムに関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始 1 時間前から競技終了又は閉会行事終了後 30 分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- ウ 案内資料等の配布に関すること。
- エ その他各種案内に関すること

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物及び拾得物の受付に関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- イ その他、休憩所運営に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する